

市道路線認定基準実施上の留意事項について

市道路線認定基準（昭和61年12月1日実施。以下「基準」という。）の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- 1 位置指定基準等により中間に設置された転回広場がある場合には、当該転回広場も確保するものとする。
- 2 基準第4条の「道路管理上支障ないもの」とは、急勾配でなく、通行に安全な路面を保持し路面排水処理施設を備えているなど呉市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年呉市条例第72号）及び呉市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成24年呉市規則第59号）に定める構造の技術的基準を満たすものであること。
- 3 基準第3条及び第4条ただし書の「市長がやむを得ないと認めた場合」とは、集落又は沿道の住民が通勤、通学、買物等日常生活上不可欠の道路をいう。
- 4 市が道路敷地の権原及び道路構造物を取得する時期は、市道の認定基準を満たすよう整備済みと認めた道路につき、寄付申込後随時行う。ただし、基準内の「市長がやむを得ないと認めた場合」を適用する場合は、市道路線の認定の議決後、認定告示までに行う。

昭和61年12月1日

平成20年12月24日 改正

平成27年4月1日 改正

令和2年1月27日 改正